

桐生市生活保護業務健全化検証委員会を傍聴される皆様へ

- 委員会の会議を傍聴中は、お渡しした傍聴札を着用してください。
なお、傍聴を終え、お帰りになる際は、職員へ傍聴札を返却してください。
- 委員会の会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守ってください。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。
 - (1) 委員長及び事務局職員の指示に従ってください。
 - (2) 会場内では静粛にし、議事の進行を妨害しないでください。
 - (3) 委員会出席者の発言に対して、拍手、発言その他の方法により賛否を表明しないでください。
 - (4) 鉢巻き、たすき等を着用するなど示威的行為はしないでください。
 - (5) みだりに傍聴席を離れることその他の議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないでください。
 - (6) 携帯電話等の通信機器その他音が発生する機器の電源を切り、又はマナーモードに設定し、通話はしないでください。
 - (7) 会場において、写真、動画等の撮影及び録音は禁止です。ただし、報道関係者の写真、動画等の撮影は、委員長が撮影を許可した場合に限り認めます。
 - (8) 会場において、飲食(ペットボトル、マイボトル等を容器とした水分補給のための飲料を除く。)及び喫煙をはしないでください。
 - (9) その他、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。
- 次の各号のいずれかに該当する人は、委員会の会議を傍聴することができません。
 - (1) 危険物又は危険のおそれのあるものを所持している人
 - (2) 酒気を帯びていると認められる人
 - (3) ビラ、旗、のぼりその他これらに類するものを所持している人
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は議事運営に支障となるおそれがあると認められる人
 - (5) 委員長又は事務局より退出を命じられた人
- 桐生市生活保護業務健全化検証委員会傍聴要領の規定に反し、委員長又は職員の指示等に従わないときは、退場していただく場合があります。
- 傍聴に際し、ご不明な点は、最寄りの職員にお尋ねください。

桐生市 保健福祉部 地域福祉課
(電話番号：0277-44-8238)